

# 大阪市自転車活用推進計画【概要版】

## はじめに

- 本市の自転車利用に関しては、地形が平坦で利用しやすく、身近な乗り物として通勤や通学などに幅広く使われており、交通手段として極めて重要な役割を担っている。
- また、近年には、全国的に健康づくりや観光目的の自転車利用が増えるなど、自転車に対するニーズが広がっている。
- このような状況のなか、自転車活用推進法が施行されたことを踏まえて、本市として新たな観点から、自転車活用を総合的かつ計画的に進めるため、本計画を策定する。



(通勤通学時の自転車分担率の比較) [H22国勢調査より]

## 計画の目的・期間・区域 および 目標

**目的** これまでの安全対策を中心とした取組みに加え、自転車活用推進施策の実施により、都市魅力の向上を図る  
**期間** 長期的な展望を視野に入れた、2020年度 施策によっては継続的な取組みが必要であり、長期的な視点に立った計画とする  
**区域** 市内全域 広域への波及を考慮し、府や近隣市町村との連携を図る

目標	<b>都市環境</b> 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	<b>健康増進</b> サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現	<b>観光地域づくり</b> サイクリング環境の整備による観光魅力の向上	<b>安全安心</b> 自転車事故のない安全で安心なまちの実現
----	--	---	---	------------------------------------

## これまでの取組み

自転車事故や放置自転車などの喫緊の課題に対し、以下の安全対策に取り組んできた

### (1) 自転車で「はしる」

・自転車通行空間整備

#### 走行環境対策

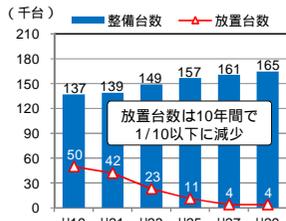


(自転車通行空間の整備状況)

### (2) 自転車を「とめる」

・駐輪場整備や啓発・撤去

#### 駐輪対策

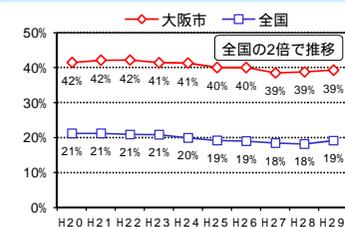


(駐輪場整備台数と放置台数 [国交省調査基準])

### (3) 自転車を「きちんとつかう」

・ルール教育/啓発など

#### 交通安全対策

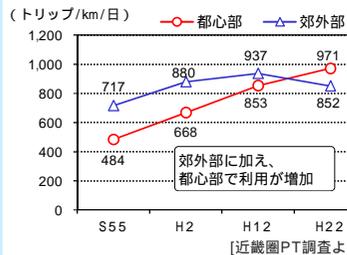


(交通事故件数に占める自転車事故件数の割合)

## 今後の方針：「安全対策だけでなく、自転車の活用推進へ」

### (1) 市民の自転車利用ニーズの高まり・拡がり

・もともと利用が盛んな郊外部に加え、都心部で利用が増加



(道路延長あたりの自転車の発生集中量)

【H29市民ワークショップ意見】

- ・自転車を利用しやすい環境を創出
- ・サイクルネットワークが必要
- ・自転車による観光利用促進
- ・放置自転車対策の継続が必要

### (2) 自転車活用推進法の施行 (2017年5月)

〔目的〕 法第1条

・自転車の活用を総合的かつ計画的に推進

〔基本理念〕 法第2条

- ・自転車は、二酸化炭素等が発生せず、災害において機動的
- ・自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果
- ・交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- ・交通安全の確保

〔市町村自転車活用推進計画〕 法第11条

・市町村は、区域の事情に応じ計画を定めるよう努める

新たな観点からの自転車活用推進が必要

## 大阪市自転車活用推進計画の策定

〔計画策定の考え方〕

- ・国計画を勘案し、関連する本市の既存計画との整合を図る
- ・盛んな自転車利用に見合った利用環境を整える



## 今後、自転車活用を推進していくための施策

### (1) 幹線道路等における自転車ネットワークの形成

環境にやさしい自転車の活用推進に向け、幹線道路等における自転車ネットワークを形成

### (2) 路上駐車の抑制

自転車移動の阻害となる路上駐車を抑制

### (3) 自転車駐輪対策

地域のニーズに応じた駐輪場確保等の自転車駐輪対策を推進



### (4) まちづくりと連携した総合的な取組の実施

自転車通行環境の整備等について、人中心のまちづくりと連携した総合的な取組を実施



### (5) 運動習慣の確立(スポーツによる健康増進)

身体活動、運動の意義と重要性の周知啓発を推進し、運動習慣確立の一助とする。

### (6) サイクルスポーツの振興等に向けた公共空間の活用

サイクルスポーツの振興等に向けた公共空間の活用



### (7) 多様な楽しみ方ができる周遊・滞在都市の形成

観光客を含む利用者の視点に立ったサイクリング環境の整備や、サイクリストの受け入れ環境等を充実させ、多様な楽しみ方ができる周遊・滞在都市を形成



### (8) 交通安全思想の普及徹底

段階的かつ体系的な交通安全教育の推進、交通安全に関する普及啓発活動の推進



### (9) 安全で快適な自転車通行環境の計画的な整備推進

歩行者の安全を第1に、自転車利用者の安全性・快適性を確保する自転車通行環境の計画的な整備推進



### (10) 災害時における自転車活用の推進

災害時の職員参集や応急活動のための移動手段として、自転車を積極的に活用。危機管理体制を強化し、地域社会の安全・安心を向上